

石川県公報

平成 24 年 3 月 30 日 (金曜日)

号 外

(第 24 号)

目 次

訓 令
石川県処務規程の一部改正

(行政経営課) 1

訓 令

石川県訓令第 2 号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県処務規程 (昭和33年石川県訓令第 9 号) の一部を次のように改正する。

平成24年 3 月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第 1 第 2 号の表総務部長専決事項の財政課の欄第 4 号 1 中「紙十」を「紙十」に、「紙十」を「紙十」に改め、同表総務部長専決事項の地方課の欄第 1 号中 7、8、9 及び 10 を削り、同欄第 7 号 1 中「紙十」を「紙十」に、「紙十」を「紙十」に改め、同表地方課長専決事項の欄第 1 号中 2 を削り、3 を 2 とし、4 を 3 とし、5 を 4 とし、6 を 5 とし、7 を 6 とし、8 を 7 とし、9、10、11 及び 12 を削り、同欄第 5 号 1 中「紙十」を「紙十」に改め、同号 2 を削り、同表健康福祉部長専決事項の厚生政策課の欄第 1 号中 1 を削り、2 を 1 とし、3 を 2 とし、4 を 3 とし、5 を 4 とし、6 を 5 とし、7 を 6 とし、8 を 7 とし、9 を 8 とし、10 を 9 とし、11 を 10 とし、12 を 11 とし、13 を 12 とし、14 を 13 とし、15 を 14 とし、16 を 15 とし、17 を 16 とし、18 を 17 とし、19 を 18 とし、20 を削り、同表健康福祉部長専決事項の長寿社会課の欄第 1 号中 18 を削り、同欄第 3 号中 59 を 61 とし、58 を 60 とし、57 を 59 とし、同号 56 中「紙十」を「紙十」に改め、同号 55 中「紙十」を「紙十」に改め、同号中 55 を 57 とし、54 を 56 とし、53 を 55 とし、52 を 54 とし、51 を 53 とし、50 を 52 とし、49 を 51 とし、48 を 50 とし、47 を 49 とし、46 を 48 とし、45 を 47 とし、44 を 46 とし、43 を 45 とし、42 を 44 とし、41 を 43 とし、40 を 42 とし、39 を 41 とし、38 を 40 とし、37 を 39 とし、36 を 38 とし、35 を 37 とし、34 を 36 とし、33 を 35 とし、32 を 34 とし、31 を 33 とし、30 を 32 とし、29 を 31 とし、28 を 30 とし、27 を 29 とし、26 を 28 とし、25 を 27 とし、24 を 26 とし、23 を 25 とし、22 を 24 とし、21 を 23 とし、20 を 22 とし、19 を 21 とし、18 を 20 とし、17 を 19 とし、19 の前に次のように加える。

18 紙十の三項の規定による特定施設入居者生活介護の利用促進の増加の措置の取組

別表第 1 第 2 号の表健康福祉部長専決事項の長寿社会課の欄第 3 号中 16 を 17 とし、15 を 16 とし、14 を 15 とし、13 を 14 とし、12 を 13 とし、11 を 12 とし、10 を 11 とし、9 を 10 とし、8 を 9 とし、7 を 8 とし、6 を 7 とし、5 を 6 とし、4 を 5 とし、3 を 4 とし、2 を 3 とし、3 の前に次のように加える。

2 紙十の三項の規定による指定報道関係事務受託法人の指定

別表第 1 第 2 号の表健康福祉部長専決事項の長寿社会課の欄に次の 1 号を加える。

五 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和六十二年法律第三十号。長寿社会課の所管に属する事項に限る。)

- 第四十八条の七の規定による登録喀痰吸引等事業者の取消し又は喀痰吸引等業務の停止の命令
- 第四十八条の九の規定による登録喀痰吸引等事業者に対する報告の徴収又は立入検査
- 附則第四条第四項の規定による認定特定行為業務従事者に対する特定行為の業務の停止の命令又は認定特定行為業務従事者認定証の返納の命令
- 附則第十四条の規定による登録研修機関に対する登録費舞の適正命令

- 5 附則第十五条の規定による登録研修機関に対する喀痰吸引等研修の実施に係る改善命令
- 6 附則第十六条の規定による登録研修機関の取消し又は喀痰吸引等研修の業務の停止の命令
- 7 附則第十八条の規定による登録研修機関に対する報告の徴収又は立入検査
- 8 附則第二十条第二項の規定による登録特定行為事業者に対する報告の徴収若しくは立入検査又は登録特定行為事業者の取消し若しくは特定行為業務の停止の命令

別表第 1 第 2 号の表医療福祉部専決事項の欄に次の 1 号を加える。

一 社会福祉士及び介護福祉士法（長寿社会課の所管に属する事項に限る。）

- 1 第四十八条の三第一項の規定による喀痰吸引等事業者の登録
- 2 第四十八条の八の規定による喀痰吸引等事業者の登録等の公示
- 3 附則第四条第一項の規定による認定特定行為業務従事者認定証の交付
- 4 附則第四条第二項の規定による喀痰吸引等研修機関の登録
- 5 附則第九条第二項の規定による喀痰吸引等研修機関の登録の更新
- 6 附則第十七条の規定による喀痰吸引等研修機関の公示
- 7 附則第二十条第一項及び第二項の規定による登録特定行為事業者の登録及びその公示

別表第 1 第 2 号の表健康福祉部専決事項の障健保健福祉課の欄第 1 号中 18 を 21 とし、同欄第 3 号中 10 を 29 とし、9 を 28 とし、8 を 27 とし、27 の前に次のように加える。

- 26 第五十六条の五の五第二項の規定による委員の任命及び医師等に対する調書の徴収

別表第 1 第 2 号の表健康福祉部専決事項の障健保健福祉課の欄第 3 号中 7 を 25 とし、6 を 24 とし、24 の前に次のように加える。

- 23 第三十五条第七項の規定による児童福祉施設の休廃止の承認

別表第 1 第 2 号の表健康福祉部専決事項の障健保健福祉課の欄第 3 号 5 中「及び第七項」及び「及び廃止の承認」を削り、同号中 5 を 22 とし、22 の前に次のように加える。

- 17 第二十四条の四十第一項の規定による指定障害児相談支援事業者に対する勧告
- 18 第二十四条の四十第二項の規定による勧告に従わなかった旨の公表
- 19 第二十四条の四十第三項の規定による勧告に係る措置の命令
- 20 第二十四条の四十第四項の規定による命令をした旨の公示
- 21 第二十四条の六の規定による事業の制限又は停止の命令

別表第 1 第 2 号の表健康福祉部専決事項の障健保健福祉課の欄第 3 号 4 中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児施設」に改め、同号中 4 を 16 とし、16 の前に次のように加える。

- 15 第二十四条の十六第四項の規定による命令をした旨の公示

別表第 1 第 2 号の表健康福祉部専決事項の障健保健福祉課の欄第 3 号 3 中「指定知的障害児施設等に対する措置命令」を「勧告に係る措置の命令」に改め、同号中 3 を 14 とし、14 の前に次のように加える。

- 13 第二十四条の十六第二項の規定による勧告に従わなかった旨の公表

別表第 1 第 2 号の表健康福祉部専決事項の障健保健福祉課の欄第 3 号 2 中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児施設」に改め、同号 2 を同号 12 とし、同号 1 中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児施設」に改め、同号中 1 を 11 とし、11 の前に次のように加える。

- 1 第二十一条の五の三第一項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定
- 2 第二十一条の五の三第二項の規定による指定障害児事業者等に対する勧告
- 3 第二十一条の五の三第三項の規定による勧告に従わなかった旨の公表
- 4 第二十一条の五の三第四項の規定による勧告に係る措置の命令
- 5 第二十一条の五の三第五項の規定による命令をした旨の公示
- 6 第二十一条の五の三第六項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の取消し又はその指定の効力の停止
- 7 第二十一条の五の三第七項の規定による指定障害児通所支援事業者に対する勧告（指定障害児施設を設置者については第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）
- 8 第二十一条の五の三第八項の規定による勧告に従わなかった旨の公表（第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）
- 9 第二十一条の五の三第九項の規定による勧告に係る措置の命令（第二十四条の十九の二において準用す

る場合を含む。)

- 10 第二十一条の五の二十七第四項の規定による命令をした旨の公示 (第二十四条の十九の二において附記する場合を含む。)

別表第 1 第 2 号の表健康福祉部専決事項の障害保健福祉課の欄第 6 号中 5 を削り、6 を 5 とし、7 を 6 とし、8 を 7 とし、9 を削り、同号 10 中「第四十九条第四項」を「第四十九条第三項」に改め、同号 10 を同号 8 とし、同号 11 中「第四十九条第五項」を「第四十九条第四項」に改め、同号 11 を同号 9 とし、同号 12 中「第四十九条第六項」を「第四十九条第五項」に改め、同号 12 を同号 10 とし、同号 13 中「及び第四項」を削り、同号中 13 を 11 とし、11 の次に次のように加える。

- 12 第五十一条の四第一項の規定による指定事業者等に対する勧告
- 13 第五十一条の四第一項の規定による勧告に従わなかつた旨の公表

別表第 1 第 2 号の表健康福祉部専決事項の障害保健福祉課の欄第 6 号中 30 を 43 とし、29 を 42 とし、同号 28 中「第八十九条第五項」を「第八十九条第六項」に改め、同号中 28 を 41 とし、27 を 40 とし、26 を 39 とし、25 を 38 とし、24 を 37 とし、23 を 36 とし、22 を 35 とし、21 を 34 とし、20 を 33 とし、19 を 32 とし、18 を 31 とし、17 を 30 とし、16 を 29 とし、15 を 28 とし、14 を 27 とし、13 の次に次のように加える。

- 14 第五十一条の四第三項の規定による勧告に係る措置の命令
- 15 第五十一条の四第四項の規定による命令をした旨の公示
- 16 第五十一条の十四第一項の規定による指定一般相談支援事業者の指定
- 17 第五十一条の二十一第一項の規定による指定一般相談支援事業者の指定の更新
- 18 第五十一条の二十八第一項の規定による指定一般相談支援事業者に対する勧告
- 19 第五十一条の二十八第三項の規定による勧告に従わなかつた旨の公表
- 20 第五十一条の二十八第四項の規定による勧告に係る措置の命令
- 21 第五十一条の二十八第五項の規定による命令をした旨の公示
- 22 第五十一条の二十九第一項の規定による指定の取消し又はその指定の効力の停止
- 23 第五十一条の三十三第一項の規定による指定相談支援事業者に対する勧告
- 24 第五十一条の三十三第二項の規定による勧告に従わなかつた旨の公表
- 25 第五十一条の三十三第三項の規定による勧告に係る措置の命令
- 26 第五十一条の三十三第四項の規定による命令をした旨の公示

別表第 1 第 2 号の表健康福祉部専決事項の障害保健福祉課の欄に次の 2 号を加える。

八 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成二十三年法律第七十九号)

- 1 第二十条の規定による障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況等の公表

九 社会福祉士及び介護福祉士法 (障害保健福祉課の所管に属する事項に限る。)

- 1 第四十八条の七の規定による登録喀痰吸引等事業者の取消し又は喀痰吸引等業務の停止の命令
- 2 第四十八条の九の規定による登録喀痰吸引等事業者に対する報告の徴収又は立入検査
- 3 附則第四条第四項の規定による認定特定行為業務従事者に対する特定行為の業務の停止の命令又は認定特定行為業務従事者認定証の返納の命令
- 4 附則第二十条第二項の規定による登録特定行為事業者に対する報告の徴収若しくは立入検査又は登録特定行為事業者の取消し若しくは特定行為業務の停止の命令

別表第 1 第 2 号の表障害保健福祉課専決事項の欄第 2 号 11 中「第五十七条の二第二項」を「第五十七条の二第四項」に改め、同号 11 を同号 24 とし、同号 10 中「第五十七条の二第一項」を「第五十七条の二第三項」に、「障害児施設給付費等」を「障害児入所給付費等」に改め、同号中 10 を 23 とし、23 の前に次のように加える。

- 16 第三十四条の三第二項の規定による届出の受理
- 17 第三十四条の三第三項の規定による変更の届出の受理
- 18 第三十四条の三第四項の規定による事業の廃止又は休止の届出の受理
- 19 第三十五条第三項の規定による届出の受理
- 20 第三十五条第六項の規定による廃止又は休止の届出の受理
- 21 第五十六条の五の五第一項の規定による審査請求の受理
- 22 第五十六条の五の五第二項の規定による審査請求の市町等への通知、審査請求人等に対する報告の徴収等

別表第 1 第 2 号の表障害保健福祉課専決事項の欄第 2 号中 9 を 15 とし、8 を 14 とし、14 の前に次のように加える。

12 第二十四条の三十八第二項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理

13 第二十四条の三十八第三項の規定による変更の届出の受理

別表第 1 第 2 号の表障害保健福祉課長専決事項の欄第 2 号 7 中「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同号中 7 を 11 とし、11 の前に次のように加える。

10 第二十四条の十三の規定による届出の受理

別表第 1 第 2 号の表障害保健福祉課長専決事項の欄第 2 号 6 を同号 9 とし、同号 5 中「高額障害児施設給付費」を「高額障害児入所給付費」に改め、同号 5 を同号 8 とし、同号 4 中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同号 4 を同号 7 とし、同号 3 中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同号 3 を同号 6 とし、同号 2 中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同号 2 を同号 5 とし、同号 1 中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同号中 1 を 4 とし、4 の前に次のように加える。

1 第二十一条の五の十九の規定による届出の受理

2 第二十一条の五の二十五第二項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理 (第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)

3 第二十一条の五の二十五第三項の規定による変更の届出の受理 (第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)

別表第 1 第 2 号の表障害保健福祉課長専決事項の欄第 8 号中 20 を 29 とし、19 を 28 とし、18 を 27 とし、17 を 26 とし、16 を 25 とし、15 を 24 とし、14 を 23 とし、13 を 22 とし、12 を 21 とし、11 を 20 とし、10 を 19 とし、9 を 18 とし、8 を 17 とし、7 を 16 とし、6 を 15 とし、5 を 14 とし、14 の前に次のように加える。

7 第五十一条の二第二項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理

8 第五十一条の二第三項の規定による変更の届出の受理

9 第五十一条の二十五第一項の規定による変更等の届出の受理

10 第五十一条の二十五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出の受理

11 第五十一条の三十一第一項の規定による公示

12 第五十一条の三十一第二項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理

13 第五十一条の三十一第三項の規定による変更の届出の受理

別表第 1 第 2 号の表障害保健福祉課長専決事項の欄第 8 号中 4 を 6 とし、6 の前に次のように加える。

4 第四十六条第一項の規定による変更等の届出の受理

5 第四十六条第一項の規定による事業の廃止又は休止の届出の受理

別表第 1 第 2 号の表障害保健福祉課長専決事項の欄に次の 2 号を加える。

九 社会福祉士及び介護福祉士法 (障害保健福祉課の所管に属する事項に限る。)

1 第四十八条の三第一項の規定による喀痰吸引等事業者の登録

2 第四十八条の八の規定による喀痰吸引等事業者の登録等の公示

3 附則第四条第一項の規定による認定特定行為業務従事者認定証の交付

4 附則第二十条第一項及び第二項の規定による登録特定行為事業者の登録及びその公示

十 石川県障害者支援施設等条例施行規則 (平成二十四年石川県規則第八号)

1 第二十条の規定による課費相当額の決定

別表第 1 第 2 号の表健康福祉部長専決事項の新事業衛生課の欄第 4 号 2 中「販売業」の下に「及び第二十一条第一項に規定する業務上取扱者」を加え、同表薬事衛生課長専決事項の欄第 4 号 3 中「(第二十一条第四項において準用する場合を含む。)」及び「及び第二十一条第一項に規定する業務上取扱者」を削り、同号 5 中「(第二十一条第四項において準用する場合を含む。)」を削り、同号 9 を削り、同表健康福祉部長専決事項の子ども政策担当の欄第 1 号 18 を削り、同表健康福祉部長専決事項の子育て支援担当の欄第 1 号 18 を削り、同欄第 2 号 3 中「第三十四条の五」を「第三十四条の六」に改め、同欄第 3 号 1 中「及び第二項」を「及び第三項」に改め、同号 2 中「第三十二条第三項」を「第三十二条第五項」に改め、同表子育て支援担当課長専決事項の欄第 1 号 13 中「及び第四号」を「及び第五号まで」に改め、同表農業政策課長専決事項の欄中第 5 号及び第 6 号を削り、第 7 号を第 5 号とし、第 8 号から第 11 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同表経産対策課長専決事項の欄第 4 号を次のように改める。

四 農地法施行令第 1 号を改正する政令 (平成二十一年政令第 128 号) 附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる同政令による改正前の農地法による不動産登記に関する政令 (昭和二十八年政令第 77 号)

1 第 1 条の規定による登記の嘱託

別表第 1 第 2 号の表森林管理課長専決事項の欄第 1 号 3 から 5 までの規定中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同表競馬事業局長専決事項の競馬総務課の欄第 3 号 2 中「第六十六条第一項」を「第六十六条第一項」に改め、同号中 6 を 7 とし、5 を 6 とし、4 を 5 とし、3 を 4 とし、2 の次に次のように加える。

3 第七十八条第一項の規定による契約の締結

別表第 1 第 2 号の表競馬事業局長専決事項の競馬業務課の欄第 4 号 10 中「第六十四条第七項」を「第六十五条の二第一項及び第三項」に改め、「送付」の下に「並びに再検査の指示」を加え、同号 11 中「第六十五条の二」を「第六十五条の三」に改め、同表土木部専決事項の砂防課の欄第 4 号 1 中「第六条」を「第六条第一項」に、「及び解除」を「又はその解除」に改め、同号 2 中「及び解除」を「又はその解除」に改め、同表砂防課長専決事項の欄第 5 号 1 を次のように改める。

1 第六条第三項の規定による土砂災害警戒区域の指定又はその解除に係る関係市町長の意見の聴取

別表第 1 第 2 号の表砂防課長専決事項の欄第 5 号に次のように加える。

2 第六条第五項の規定による土砂災害警戒区域の指定又はその解除に係る図書の送付

3 第八条第三項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定又はその解除に係る関係市町長の意見の聴取

4 第八条第五項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定又はその解除に係る図書の送付

別表第 1 第 2 号の表土木部専決事項の建築住宅課の欄中第 20 号を第 21 号とし、第 14 号から第 19 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 13 号の次に次の 1 号を加える。

十四 高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成十三年法律第二十六号)

1 第二十八条第一項の規定による指定登録機関の指定 (以下この号において単に「指定」という。)

2 第三十一条第一項の規定による指定の公示

3 第三十七条第一項及び第二項の規定による登録事務の休廃止の許可及びその公示

4 第三十八条第一項の規定による指定の取消し

5 第三十八条第二項の規定による指定の取消し又は登録事務の停止命令

6 第三十八条第三項の規定による指定の取消し等の公示

別表第 1 第 2 号の表建築住宅課長専決事項の欄中第 21 号を第 22 号とし、第 16 号から第 20 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 15 号の次に次の 1 号を加える。

十六 高齢者の居住の安定確保に関する法律

1 第七条第一項及び第三項の規定によるカーヒス付高齢者向け住宅事業の登録 (以下この号において単に「登録」という。) 及びその通知

2 第七条第四項の規定による登録の基準に不適合の通知

3 第七条第五項の規定による登録の通知

4 第八条第一項及び第二項の規定による登録の拒否及びその通知

5 第九条第三項及び第四項の規定による登録事項の変更の登録及びその通知

6 第十三条第一項及び第二項の規定による登録の抹消及びその通知

7 第二十四条第一項の規定による登録事業者等に対する報告の徴収、立入検査等

8 第二十五条の規定による登録事業者に対する指示

9 第二十六条の規定による登録の取消し及びその通知

10 第二十七条第一項の規定による登録の取消し

11 第三十一条第三項の規定による指定登録機関の名称等の変更の届出の公示

12 第三十二条第一項の規定による指定登録機関の登録事務規程の認可 (変更の認可を含む。)

13 第三十二条第三項の規定による指定登録機関の登録事務規程の変更命令

14 第三十五条の規定による指定登録機関に対する監督上必要な命令

15 第三十六条第一項の規定による指定登録機関に対する報告の徴収、立入検査等

16 第三十九条第二項の規定による登録事務の実施又は不実施の公示

17 第五十四条から第五十六条までの規定による終身建物賃貸借の事業の認可 (変更の認可を含む。) 及びその通知

18 第五十八条第一項の規定による終身建物賃貸借の解約の申入れの承認

19 第六十五条の規定による認可事業者に対する助言及び指導

20 第六十六条の規定による認可事業者に対する報告の徴収

21 第六十七条第三項の規定による認可事業者の地位の承継の承認

22 第六十八条の規定による認可事業者に対する改善命令

23 第六十九条の規定による終身建物賃借権の事業の認可の取消し及びその通知

別表第2 県総合事務所長の項第1号中1及び3を削り、2を3とし、3の前に次のように加える。

1 第七条第一項の規定による市町の境界変更の申請の受理

2 第九条の五第一項の規定によるあらたに生じた土地の確認の届出の受理

別表第2 保健環境センター所長の項を削り、同表土木総合事務所長の項第31号中12を14とし、11を13とし、10を12とし、9を11とし、8を10とし、7を9とし、6を8とし、5を7とし、4を6とし、3を5とし、2を4とし、4の前に次のように加える。

3 第五条第六項(第二十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定による他人の土地を一時使用する場における当該土地の占有者に対する通知及び意見の聴取

別表第2 土木総合事務所長の項第31号1中「第五条第一項」の下に「(第二十八條第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「くろひやくりに係る」を「しなはらくる場における当該土地の占有者に対する」に改め、同号中1を2とし、2の前に次のように加える。

1 第四條第一項の規定による基礎調査の結果の関係市町長への通知

別表第2 土木総合事務所長の項第31号に次のように加える。

15 第二十九條第一項及び第二項の規定による土砂災害緊急情報の関係市町長への通知及び情報提供

別表第2 土木総合事務所長の項第51号を削る。

別表第2 に備考として次のように加える。

備考 土木総合事務所長の項第三十一号一から三まで、第三十三号一、第三十四号一、第三十六号一及び二並びに第四十八号一から三までに規定する事項で石川土木総合事務所管内に係るものについては、石川土木総合事務所長の専決事項となし。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の障害保健福祉課の欄に2号を加える改正規定(同表第8号に係る部分に限る。)は、平成24年10月1日から施行する。